

意見書案第26号

令和3年9月24日提出

令和3年9月24日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 阿 部 忠 幸
同 中 里 武

インターネット投票の環境整備を求める意見書

インターネットの利用は年々上昇し、総務省の調べでは2019年における個人のインターネット利用率は89.8%と、国民の日常生活に十分広く浸透している。国は、2020年に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき「デジタル・ガバメント実行計画」を改定し、行政手続のオンライン化、デジタル化を強力に推進してきた。

一方選挙事務においてはオンライン化が進む中であっても、インターネットが全く活用されておらず、いまだ投票所に出向いた上での投票用紙への筆記による投票が原則とされている。また、開票作業も多くの地方公共団体が手作業で深夜まで集計作業を行っているのが現状である。

また、世界を見渡すと、カナダ、エストニア、スイス等をはじめとする国々でインターネット投票の導入や検討がなされてきている。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」への移行が国を挙げて進められている中、投票所での感染拡大を防止するためにも、オンラインを活用した投票環境を整備する必要性はこれまで以上に高まっている。

インターネット投票のメリットは、投票者にとって投票所へ出向く必要がなく、さらに若年層の投票率向上、開票事務のスピードアップやコスト削減が挙げられ、高齢者や障害のある方など外出が困難な方へ配慮した投票が可能になる。

よって、国においては、インターネットを活用した投票環境の整備に向けた具体的な議論を進め、速やかにインターネット投票の環境整備を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣

前橋市議会議員 横 山 勝 彦